

「基本目標1 家庭・地域における子育ての支援」についての課題

1 国の方針及び社会動向	・就学前教育(保育・幼児教育)の無償化(令和元年10月予定) ・子育て世代包括支援センターを平成32年度に全国展開(「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年)) ・児童に関する条約(子どもの権利条約)(平成6年) ・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年) ・いじめ防止対策推進法(平成25年) ・児童福祉法等の一部を改正する法律(平成29年) ・障害者基本計画(第4次)(平成30年)			
2 市の現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	A評価:71事業(92%) B評価:3事業(4%) C評価:3事業(4%) 全事業:77事業	A評価:69事業(90%) B評価:8事業(10%) 全事業:77事業	A評価:72事業(94%) B評価:5事業(6%) 全事業:77事業	A評価:75事業(88%) B評価:10事業(12%) 全事業:85事業
	共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援を求められていることから、子育ての孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見と適切な対応などの体制の整備を地域社会全体で支援してきました。 平成30年度において、目標全体では85事業のうち、平成30年度のA評価は75事業、達成率は88%(75事業/85事業)であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は12%(10事業/85事業)、C評価はありませんでした。 【計画期間中の主な取り組み】 子ども家庭支援センターにおいて、ふっさ子育てなんでも相談など、身近な相談機関として、子どもと家庭から総合的な相談に応じて支援を行っています。さらに、利用者支援事業として保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに相談に応じるなど相談体制の充実を図りました。また、子ども家庭支援センター、児童館、保育園において、子育てひろば事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行っています。また、児童虐待については早期発見・対策により子どもを守り、要保護児童等の支援は体制を強化しています。 平成30年4月からは、新たな事業として、安心して子育てできる環境の充実を図るため、保健センターを一部改修し、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。母子保健事業に関する専門知識を有する保健師や、臨床心理士等が常駐し、一人ひとりの状況に応じた、妊娠期から子育て期(主に未就学児)にわたる切れ目のないサポートを行っています。 ほかに、市内事業者とともに子育て家庭を経済的な支援を行う「子育て支援カード」を発行することで、子育て家庭を地域で応援しています。さらに、自由参加型の放課後子ども教室である「ふっさっ子の広場」は、現在は市内全7小学校で実施され、小学生の居場所となっています。 新たな事業として、医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を実施するための保育園への看護師派遣や、テレビ電話の活用による多言語通訳サービスの実施、生活困窮世帯の子どもや被保護世帯の子どもに対する週1回の学習支援及び居場所の提供を実施しています。			

3 アンケート 調査結果	・未就学児調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低・中学年（1～4年生）のうち、学童クラブが高く、7割近い。高学年（5～6年生）においても、学童クラブが、5年前に比べると高くなっている。また、小学生調査では、何年生まで利用したいかについては6年生が高くなっている。 ・未就学児調査・小学生調査において、身近に協力者がいない保護者の割合は1割前後。 ・未就学児調査では、子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者、祖父母等親族、友人や知人が上位であるが、5年前に比べ、保育士の割合が高い。 ・世帯所得（可処分所得）によって、子育て情報が欠如している状況や、経済的な支援を強く求めるニーズがみられる。
4 主な課題	・家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。 ・放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。